



### ③健康マイレージ事業

#### 《現 状》

健康習慣のきっかけづくり・継続・定着を目指し、誰もが健康で幸せな生活ができること及び地域産業の活性化を図ることを目的として「健康マイレージ事業」を実施しています。

この事業は、日々の健康行動（日常的な運動や地域活動への参加等）でポイントが貯められ、協力店で各種サービスを受けられるカードを発行しています。

#### 《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

## (2)健康診査とがん検診の実施

【担当部署：健康支援課】

### ①健康診査

#### 《現状と課題》

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、習志野市国民健康保険の被保険者である40歳～74歳の人に対し、「特定健康診査・特定保健指導」を実施するとともに、後期高齢者医療の被保険者である75歳以上の人については、千葉県後期高齢者医療広域連合より委託を受け、「後期高齢者健康診査」を実施しています。40歳以上の医療保険に加入していない人に対しては、「一般健康診査」を実施しています。このうち、特定健康診査の未受診者に対しては、受診勧奨を実施しています。

健康診査については、現在、集団健診を導入しており、休日に受診を希望する人が多いことから休日に実施しています。また、がん検診との同日実施日も設け、健診が受けやすいようにしています。このような工夫により、年々、受診希望者が増加しており、受診枠を増やして希望者全員が受診できるよう体制を整えています。

この他、特定保健指導対象者以外の人に対し、個別保健事業として、高血圧の受診勧奨、糖尿病発症予防及び重症化予防健康相談、慢性腎不全予防健康相談を実施しています。

一方、歯科健康診査については、成人期から高齢期を通した歯科健康診査の体制を令和4（2022）年度に強化し、定期的な口腔管理ができるよう努めています。

高齢期においても健康を維持し食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失予防、オーラルフレイル予防を目的とした成人歯科健康診査を実施しています。

健康づくりのため、自身の体や歯の健康状態を知ることは重要であり、生活習慣病の早期発見、重症化予防を推進するためにも健康診査の受診率の向上が課題となっています。

特定健康診査の受診状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
特定健康診査受診率(%)	31.1	32.2	確定次第

成人高齢者歯科健康診査受診率

	令和4年度 (2022)年度
成人高齢者歯科健康診査受診率(%) (65歳・70歳・80歳)	6.8

固いものが食べにくくなった者	令和4年度 (2022)年度
一般高齢者(%)	27.0
在宅要支援認定者(%)	46.4

※高齢者等実態調査(令和4年度)

《今後の取り組みと目標》

特定健康診査集団健診を休日中心に実施し、受診しやすい体制づくりに努めるとともに、未受診者に対しては、受診の意義等を周知し、受診率向上に努めます。

また、成人高齢者歯科健康診査を通して、定期的な歯科受診やオーラルフレイル予防につなげ「何でもかんで食べることができる」口腔状態を保てるよう、成人高齢者歯科健康診査の受診率向上に努めます。

特定健康診査 受診率(国民健康保険データヘルス計画)

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
特定健康診査受診率(%)	35.0	36.0	37.0

成人高齢者歯科健康診査受診率

	令和6年度 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
成人高齢者歯科健康診査受診率(%) (65歳・70歳・80歳)	7.1	7.1	7.1



## ②がん検診

### 《現 状》

がんやその他の疾患の早期発見、早期治療を目的に、結核・肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診を実施しています。

がん検診の有用性と受診方法について対象者へ通知することに加えて、広報習志野、ホームページ、ポスター掲示等で周知を図っている他、未受診者に対しては、行動経済学のナッジ理論（より良い選択を自発的にとれるようにする方法）に基づく受診勧奨を実施しています。

また、検診の結果、要精密検査となり、その後の精密検査を未受診の人に対しても、受診勧奨を行っています。

習志野市がん検診の受診率は、胃がん検診の集団検診は高齢化等により年々減少傾向ですが、他のがん検診は横ばいもしくは増加しています。

高齢者等実態調査で、1年以内にかん検診を受けていると回答した人の割合

	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度
一般若年者(40歳~64歳)(%)	47.0	45.7
一般高齢者(65歳以上)(%)	45.0	42.2

### 《今後の取り組みと目標》

引き続き、ナッジ理論に基づくがん検診の有用性や受診方法の周知及び未受診者勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

また、検診を受ける際の注意事項や対象外の項目を分かりやすく周知するよう努めます。

集団検診では、加齢や疾病など受診者の身体状態を見極め、安全ながん検診の提供に努めます。

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
高齢者等実態調査で、 1年以内にかん検診を受けていると回答した人の割合(%)	一般若年者 (40歳~64歳)	—	50.0	—
	一般高齢者 (65歳以上)	—	50.0	—

(3)後期高齢者保健事業(後期高齢者医療広域連合受託事業)の実施 【担当部署:健康支援課】

後期高齢者医療広域連合から委託を受け、後期高齢者保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、心身に多様な問題を抱える高齢者に対して本事業を行うことにより、効果的かつ効率的にきめ細やかな対応を行い、健康寿命の延伸を目指しています。

①個別的支援(ハイリスクアプローチ)

《現状と課題》

健診や医療・介護のレセプト情報を保有するKDB(国保データベース)システムや健康診査データ・後期高齢者の質問票等から把握した、低栄養や高血圧、慢性腎不全、健康状態不明者等の健康リスクが高い人に対し、必要に応じてかかりつけ医や歯科医、関係機関と連携しつつ、保健師・管理栄養士等の専門職が支援を行い、個別の状況に応じたサービス(医療や介護、地域の高齢者の「通いの場」(P.130等))につなげています。

後期高齢者の健康問題である「フレイル予防」・「疾病の重症化予防」の推進のため、健康診査の受診率の向上が課題です。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
後期高齢者健康診査受診率(%)	35.8	35.4	確定次第

※受診率については、翌年度の11月頃確定する予定。

《今後の取り組みと目標》

後期高齢者健康診査受診率の向上に努めるとともに、本市の健康問題の分析や本事業を実施評価する中で、より効果的な対象者の抽出や支援方法の検討を行います。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
後期高齢者健康診査受診率(%)	確定次第	確定次第	確定次第

※受診率については、翌年度の11月頃確定する予定のため、評価については前年度の受診率で行う。

※受診率の目標値については、千葉県後期高齢者医療広域連合が策定する、令和6年度からの、第3期千葉県後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画(データヘルス計画)における目標値と連動させることとし、目標値が示され次第、反映する。



## ②地域の高齢者の「通いの場」等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

### 《現 状》

高齢者の集まる「通いの場」等を活用して健康教育を実施し、フレイル予防や健康診査受診の周知・啓発を行うとともに、参加者の健康状態を把握し、その結果に応じて個別支援を行っています。

### 《今後の取り組み》

地域の高齢者の「通いの場」において、フレイル予防等の周知・啓発を強化するとともに、高齢者相談センター等と情報共有を行い、健康リスクが高い対象者を把握し、支援につなげていきます。

## 基本施策3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）

介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業においては、65歳以上のすべての高齢者を対象とし、年齢や心身の状況などによって分け隔てることなく、住民主体の地域の高齢者の「通いの場」（P.130）を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加者や「通いの場」が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

また、地域リハビリテーション活動支援事業として、リハビリテーション職などを活かした自立支援に資する取り組みを推進し、介護予防を機能強化していきます。

### （1）要支援、要介護状態となるリスクの高い人の把握

【担当部署：健康支援課】

#### 〈介護予防把握事業〉

##### 〈現 状〉

これまで「閉じこもり等の何らかの支援が必要と見込まれる高齢者」として、特定健康診査及び後期高齢者健康診査の未受診者に対して、介護予防や高齢者相談センター等に関するパンフレットを送付し、支援が必要な対象者の把握に努めてきました。

これに加えて、令和4年度からは、後期高齢者健康診査未受診者のうち、特にフレイル予防の効果が高いと考えられる76歳をターゲットとして周知啓発を実施しています。

後期高齢者健康診査受診者に対しては、リスクの高い対象者へのアプローチとして、フレイルチェック票該当者に対して介護予防教室への参加を勧奨しました。介護予防教室ではグループワークを取り入れ、教室終了後も個人に合ったフレイル予防を継続できるよう取り組みました。さらに、教室参加中に「通いの場」等につなげる取り組みをしました。

#### 令和4年度後期高齢者健康診査受診者でリスクの高い方への介護予防教室参加勧奨と参加の状況

	リスクの高い方への 介護予防教室 参加勧奨数	介護予防教室 参加者数	つながった割合
足腰げんき塾	249人	23人	9.2%
脳の活性化プログラム	155人	9人	5.8%

##### 〈今後の取り組み〉

第9期計画においても、取り組みを継続します。

住民主体の介護予防活動へつなげるため、後期高齢者健康診査のフレイルチェック票を活用し、介護予防に関するパンフレットの送付や健診未受診者への受診勧奨を実施します。フレイルリスクの高い対象者を早期に把握し、介護予防教室や「通いの場」、「地域リハビリテーション活動支援事業」等につなげることに努めます。



## (2)高年齢者を対象とした健康教育・健康相談の実施 【担当部署:健康支援課、高齢者支援課】

### ①高齢者を対象とした健康教育と健康相談

#### 《現 状》

地域のサークル、町会、老人クラブや習志野市社会福祉協議会支部の「ふれあい・いきいきサロン」、公民館の「寿学級」などの地域の高齢者の「通いの場」(P.130)において、保健師、管理栄養士、歯科医師、歯科衛生士等の専門職が、主にフレイル予防(転倒予防、低栄養予防、口腔機能向上、認知症予防等)について健康教育を実施し、普及を図っています。新型コロナウイルス感染症流行時は、対面実施は控える等対策に留意しました。

健康相談については、健康、栄養、歯科に関する相談を保健師、管理栄養士、歯科衛生士が個別に電話、面接、訪問で行っています。また、歯科医師による健康相談事業も行っています。

地域の高齢者の「通いの場」における健康教育実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
実施回数(回)	7	10	34

地域の高齢者の健康相談実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
実施回数(回)	373	368	434

#### 《今後の取り組み》

第9期計画においても取り組みを継続し、フレイル予防の普及啓発を行います。

また、健康教育・健康相談の実施方法について、効果的な手法を検討していきます。

### ②地域リハビリテーション活動支援事業

#### 《現 状》

地域リハビリテーション活動支援事業として、習志野市リハビリテーション協議会と協働し、運動機能向上、認知症予防、体力測定、嚥下機能向上えんげの4種の介護予防講座を地域の高齢者の団体に対して実施してきました。

また、団体向けの講座だけでなく、市主催の公開講座も実施しており、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、「体力測定」を除く3種の介護予防講座をオンラインで実施しています。

リハビリテーション職による介護予防講座の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
開催数(回)	7	7	8
参加者(人)	70	66	119

《今後の取り組みと目標》

引き続き、リハビリテーション職と地域住民のつながる機会として、地域の介護予防の取り組みを総合的に支援していきます。介護予防講座では、幅広く参加者を募るために、オンライン開催を併用していきます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
開催数(回)	20	20	20

③地域運動習慣自主化事業

《現 状》

地域運動習慣自主化事業「まちでフィットネス」として、運動を新たに取り入れたい地域の活動団体に対して、スポーツトレーナーによる運動指導とプログラムを提供することで、地域において気軽に介護予防に取り組める機会を提供し、運動習慣が確立できるよう支援しています。

既に運動を取り入れている団体には年1回の運動指導とプログラムを提供している他、団体のリーダー支援として、転倒予防体操（てんとうむし体操）を普及啓発している転倒予防体操推進員に対する活動支援としての運動指導と、プログラムの提供を行っています。

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、新たな団体の立ち上げ支援を行うことは困難な状況が続きました。このため、立ち上げ支援として提供する、1プログラムあたりの内容を全8回から6回へ変更するなど気軽に申し込める環境を整え、新たな団体の立ち上げを幅広く募集しています。

地域運動習慣自主化事業（まちでフィットネス）の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
立ち上げ支援団体数	2	0	1

《今後の取り組みと目標》

第9期計画においても、身近な地域での運動習慣の自主化に向けた取り組みを継続します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
立ち上げ支援団体数	4	4	4





### (3)介護予防教室の開催

【担当部署:健康支援課】

#### 《現 状》

介護予防に取り組むきっかけづくりとなる教室として、運動器の機能向上を目的とした「足腰げんき塾」と、認知症予防を目的とした「脳の活性化プログラム」を実施しています。

新型コロナウイルス感染症発生後は、実施時間の短縮や定員の増減、電話対応等、感染症対策に留意して実施しました。その後、感染症の状況の変化により「通いの場」へつながった数は徐々に増えてきています。

#### 介護予防教室の開催状況(各年度末時点)

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
運動器の機能向上教室 「足腰げんき塾」	実施回数(回)	60	90	90
	実人数(人)	131	166	177
	人数(延べ)(人)	553	799	892
認知症予防の教室 「脳の活性化プログラム」	実施回数(回)	18	36	36
	実人数(人)	39	47	57
	人数(延べ)(人)	303	475	598

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
教室参加者のうち、運動習慣化の意識を持っている人の割合(%)	82.4	85.0	98.5
教室参加者のうち、生活機能が維持・向上している人の割合(%)	56.5	52.6	64.1
教室参加者のうち、地域の高齢者の「通いの場」への参加が増えた人数	6人/170人 (3.5%)	15人/213人 (7%)	44人/234人 (19%)

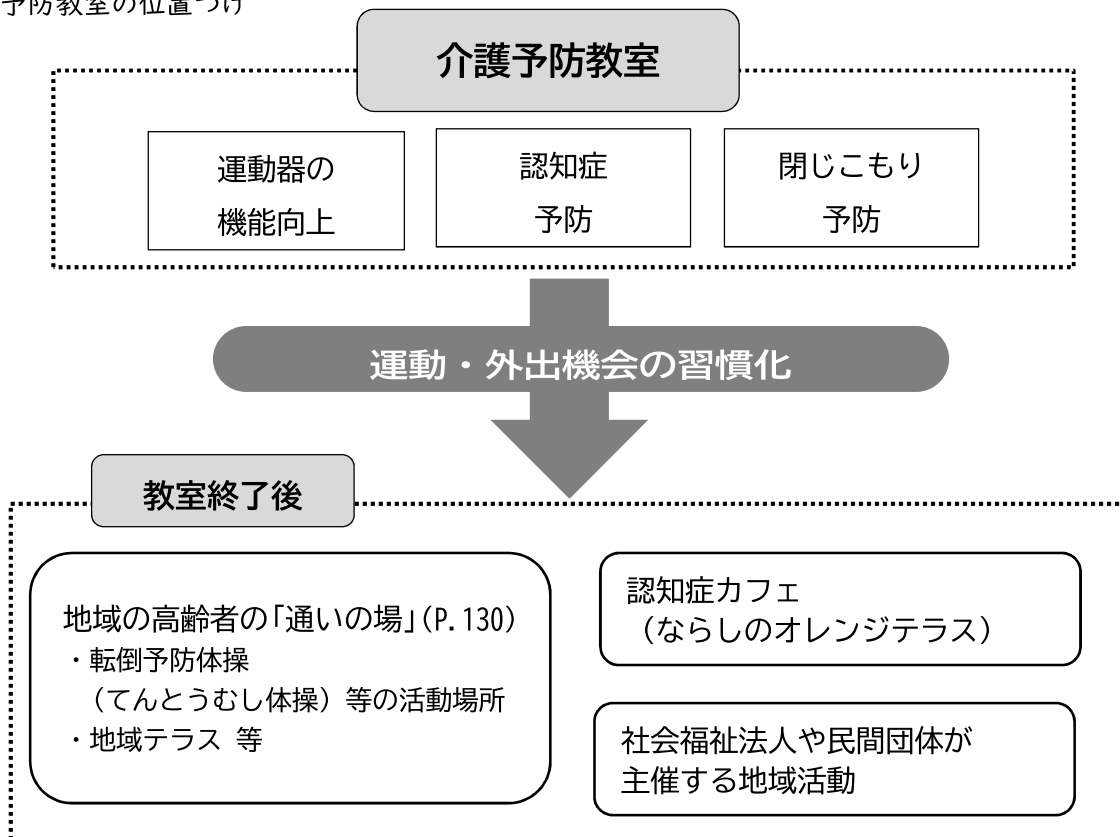
《今後の取り組みと目標》

介護予防教室への参加を外出や運動習慣のきっかけとして位置づけ、教室終了後はてんとうむし体操活動場所(P.113)等の地域の高齢者の「通いの場」(P.130)、その他の事業につなげていき、高齢者相談センター等と連携しつつ運動や外出を習慣化できるよう、市民の健康づくりを支援していきます。

令和5年度から、参加者の多様な運動機能に合わせ、スポーツジムの会場とした「足腰げんき塾 立位運動コース」を開設します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護予防教室参加者の合計数(人)	340	340	340
教室参加者のうち、運動習慣化の意識を持っている人の割合(%)	80.0	80.0	80.0
教室参加者のうち、生活機能が維持・向上している人の割合(%)	80.0	80.0	80.0
介護予防教室参加者のうち、終了後に地域の高齢者の「通いの場」等へ参加している割合(%)	70.0	70.0	70.0

介護予防教室の位置づけ





## (4)てんとうむし体操(転倒予防体操)の実施と普及

【担当部署:高齢者支援課】

## 《現 状》

平成16(2004)年度に、転倒・骨折を防ぐための体操として、習志野市オリジナルの体操である「てんとうむし(転倒無視)体操」を作成し、「転倒予防体操推進員」の養成と活動支援(P.128)を行っています。

てんとうむし体操の普及啓発を行う転倒予防体操推進員は、町内の集会所や市内の公園等、地域の身近な場所を利用し、地域住民とてんとうむし体操に取り組んでいます。

また、体操場所に合わせた3つのバージョン(椅子編、畳編、立位編を含む)の音楽媒体(CD・カセットテープ)や映像媒体(DVD・VHS)、カラーリーフレットを作成しています。

さらには、転倒予防体操推進団体に市民が参加し、てんとうむし体操に取り組めるよう、登録団体を公表しています。登録団体は、地域の高齢者の「通いの場」(P.130)としての役割も担っており、高齢者相談センターと協力しながら実施しています。

新型コロナウイルス感染症の影響で登録団体数や参加者数が減少しましたが、感染症対策に取り組みながらの活動が少しずつ定着し、参加者数は戻りつつあります。

転倒予防体操推進員の地域活動実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
活動場所の数(か所)	56 (19か所活動自粛)	57 (8か所活動自粛)	55 (5か所活動自粛)
てんとうむし体操(転倒予防体操) 参加人数(延べ)(人)	11,612	16,001	19,585

## 《今後の取り組み》

第9期計画においても、地域における介護予防活動として高齢者相談センターと協力しつつ、てんとうむし体操(転倒予防体操)普及に関する取り組みを継続します。また、活動再開を決めた団体に対しては、再び継続的に活動できるよう、必要に応じて個別的な支援を行います。



てんとうむし体操イメージキャラクター  
「てんてんちゃん」

## (5)一般介護予防事業評価事業の実施

【担当部署：高齢者支援課】

### 《現 状》

高齢者が地域において支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、よりよい地域づくりにつながることから、地域づくりの視点からの一般介護予防事業を含めた総合事業全体の評価を行っています。

本評価は、国の地域支援事業実施要綱に「一般介護予防事業評価事業」として規定されているものであり、評価結果に基づき、事業全体の改善を行うことを目的としています。

評価にあたっては、同要綱の内容に沿って設けた評価指標である、ストラクチャー指標（事業を効果的かつ効率的に実施するための実施体制などの指標）・プロセス指標（事業を効果的かつ効率的に実施するための事業成果の指標）・アウトカム指標（事業成果の目標に関する指標）を活用しています。

### 《今後の取り組み》

第9期計画においても、年度ごとに一般介護予防事業評価事業を含めた総合事業全体の評価の実施と、本計画の進捗管理を一体的に進めていきます。

#### 一般介護予防事業

対象者：第1号被保険者のすべての者及びその支援のための活動に関わる者

事業名	内容	習志野市の取り組み
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる	●介護予防把握事業（P.108）
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う	●高齢者を対象とした健康教育と健康相談（P.109） ●介護予防教室の開催（P.111）
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う	●地域運動習慣自主化事業（P.110） ●てんとうむし体操（転倒予防体操）の実施と普及（P.113）
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う	●一般介護予防事業評価事業の実施（P.114）
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言などを実施	●地域リハビリテーション活動支援事業（P.109）



## 第4章 基本目標4 地域で支え合う仕組みの拡大

基本施策4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大	
(1) 高齢者サービス及び地域における多様な社会資源による支援体制の整備	P.116
(2) 高齢者相談員の活動支援	P.121
(3) 地域で高齢者を支える市民の養成と活動支援	P.122
(4) 地域住民や地域で活動する事業者による見守り活動の推進	P.129
(5) 地域の高齢者の「通いの場」の確保	P.130
(6) 習志野市社会福祉協議会による活動	P.131
基本施策4-2 高齢者の社会参加の促進	
(1) 高齢者の就業支援	P.133
(2) 老人クラブ活動の支援	P.134
(3) 老人福祉センターの運営	P.135
(4) 高齢者の地域交流の支援	P.136
(5) 生涯学習参加への支援	P.137
(6) 生涯スポーツ参加への支援	P.138
(7) バリアフリーのまちづくりの推進	P.139

### 基本目標4

## 基本施策4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大

今後、高齢化がますます進行する中で、地域の高齢者のニーズは多様化しています。

例えば、軽度の支援が必要な高齢者にとっては、病院受診の付添いやごみ出し等、介護保険サービスだけでは担うことができないサービスや支援の必要性が高くなっています。

そのためには、地域のボランティア等の地域活力を活かしたサービスの提供体制をつくる必要があります。

生活支援コーディネーターが中心となって、地域住民を含めた多様な関係者とともに、各地域での生活支援サービスのあり方を検討していく協議体の活用等を通して、より充足するための生活支援サービスの創出を行います。

また、認知症サポーター養成事業や認知症サポート事業所、習志野市高齢者見守りネットワーク事業等を通して、認知症があっても地域で支えられながら生活し続けることができるサポート体制を整備していきます。

### (1) 高齢者サービス及び地域における多様な社会資源による支援体制の整備

【担当部署：高齢者支援課】

#### 〈生活支援体制整備事業〉

##### 〈〈現状と課題〉〉

要支援者等の介護度の軽い高齢者については、IADL(手段的日常生活動作)の低下により生じる日常生活上の困りごとや、外出等に対する支援が求められています。

本市では、互助を基本とした生活支援サービスを創出するため、地域のネットワークの構築や担い手の創出、支援ニーズと活動のマッチング等を行う「生活支援コーディネーター」を第1層(市内全域)、第2層(日常生活圏域ごと)に配置しています。

また、第2層生活支援コーディネーターを中心として、日常生活圏域ごとに協議体を設置し、各圏域におけるネットワークの強化を図り、生活支援のあり方について、地域住民等と協議を進めてきました。

このような取り組みの結果、各地域で高齢者が集える場づくりが進んできました。すべての高齢者を対象とする一般介護予防事業において、地域住民が主体となり運営される地域の高齢者の「通いの場」(P.130)となる「地域テラス」の継続を支援してきました。今後は、要支援者等も対象に含んだ地域での集える場の創出が求められています。

この他、一人暮らしの高齢者の困りごと等に対応する、住民主体の訪問型サービス等を継続的に行うための支援策等が必要となっています。



	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
地域テラスを提供する団体数(団体)	12	14	13
住民主体による通所型サービスを提供する 団体数(団体)	—	—	—
住民主体による訪問型サービスを提供する 団体数(団体)	—	—	—

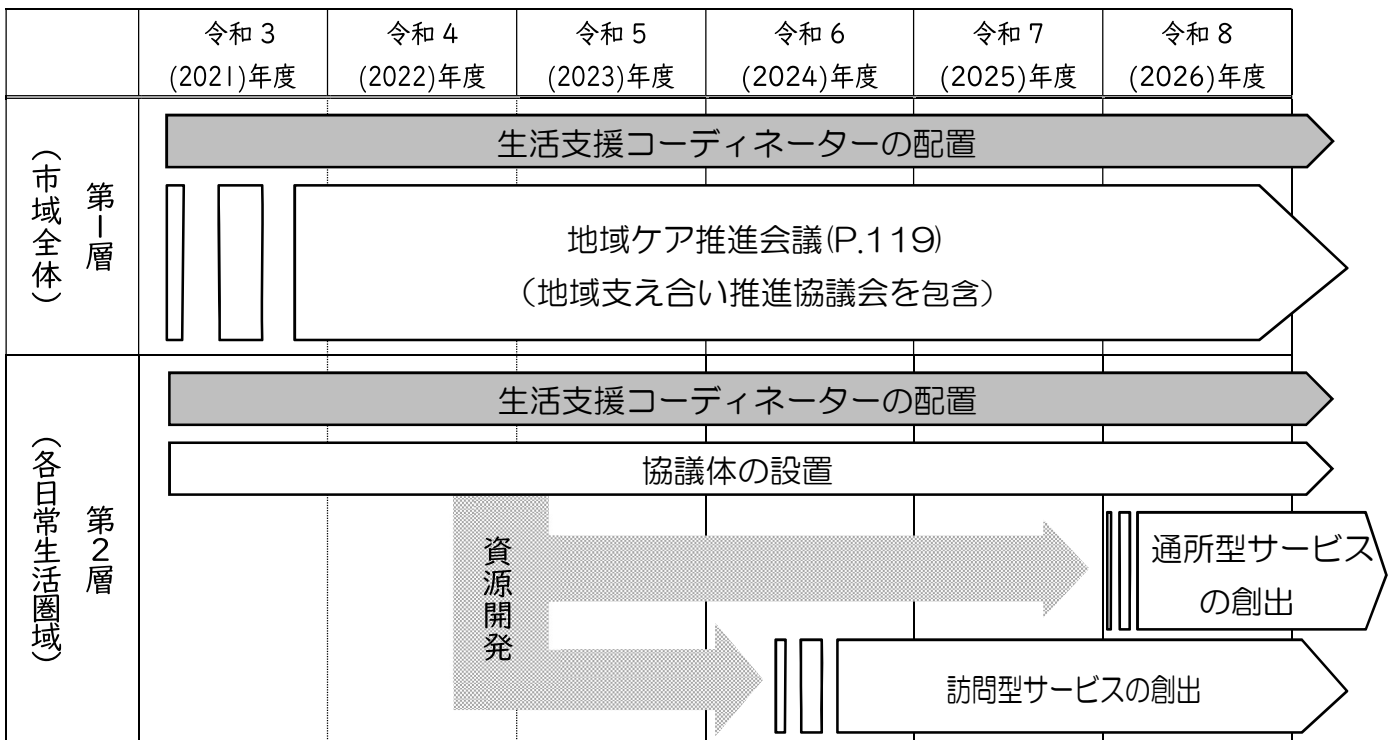
《今後の取り組みと目標》

第2層ごとの協議体において、地域住民が主体となり、地域の高齢者の「通いの場」を創出することに加え、生活上の困りごとをサポートし合い、お互いの見守りができるような仕組みづくりに取り組めます。

また、各日常生活圏域から抽出される課題については、市全域としての地域ケア推進会議において検討します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域テラスを提供する団体数(団体)	13	13	14
住民主体による通所型サービスを提供する 団体数(団体)	—	—	1
住民主体による訪問型サービスを提供する 団体数(団体)	1	1	1

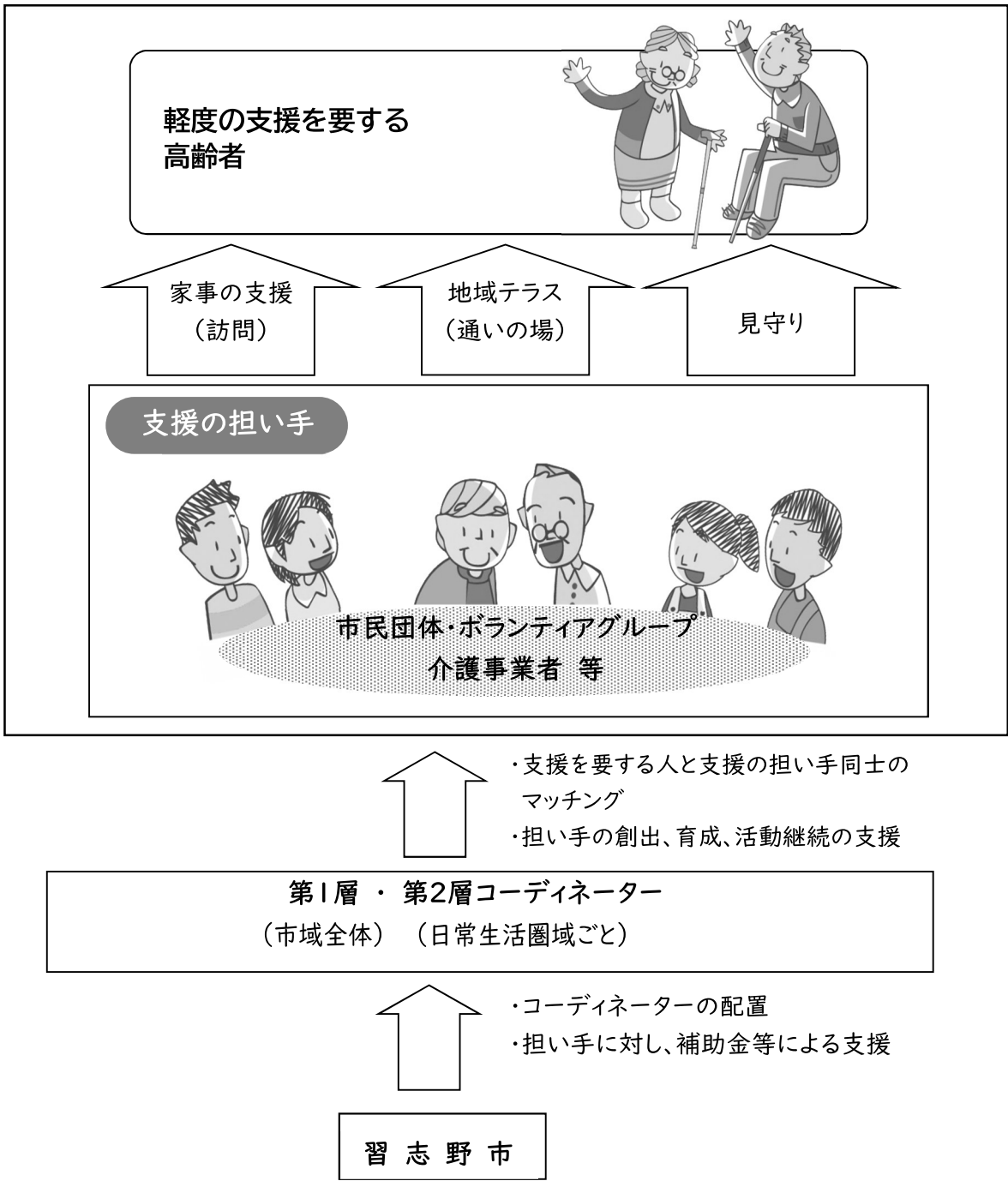
生活支援体制整備の工程イメージ



サービスの充実に向けての考え方

サロンのような通いの場（通所型サービス）において、支え手と利用者が分け隔てのない交流を通じて互いの信頼関係を築いていくなかで、訪問での手伝い（訪問型サービス）の輪が広まり、繰り返しの相互作用で、地域での支え合いの活動が各地域で広まっていくことが、継続的な支援活動へと育っていくという考えのもと、これらの活動に対する支援やコーディネートを行っていきます。

生活支援体制のイメージ







## ②地域ケア会議推進事業

### 《現 状》

令和3年度より高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続することができるよう、個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を推進し、地域包括ケアシステムの実現に向けて、「地域ケア推進会議」を実施しています。

5つの日常生活圏域においては、高齢者相談センターごとに地域の課題について検討を行う「地域ケア圏域会議」や、困難事例に対する検討や個別の自立支援をテーマに検討を行う「地域ケア個別会議」を実施しています。

地域ケア会議の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
地域ケア会議(圏域・個別)の開催数(回)	15	18	35

### 《今後の取り組みと目標》

「地域ケア推進会議」において、高齢者の地域生活における課題を共有し、課題解決に必要なインフォーマルサービスや地域の見守り等の資源開発・地域づくりに関する内容について、「生活支援」のほか、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい(生活の場)」等にかかわるさまざまな関係者とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた、生活支援サービス及び地域における人材や制度など、多様な社会資源による支援体制の構築を検討します。

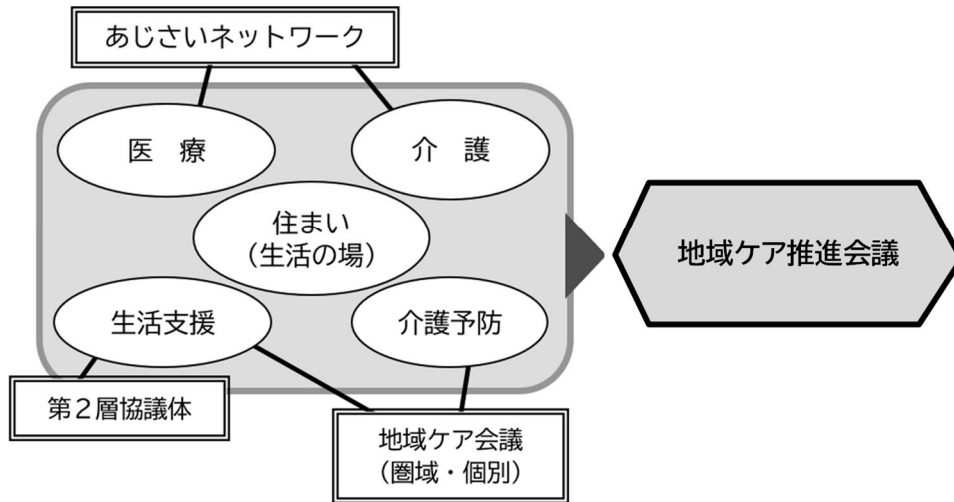
また、5つの日常生活圏域においては、引き続き、地域ケア圏域会議、地域ケア個別会議を実施します。

なお、地域ケア個別会議においては、困難事例の検討だけではなく、要支援者等のプランに対して、介護予防・自立支援の観点から、医療・介護の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が協働し、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で本人が望む生活を継続できる支援に向けた検討をする「介護予防自立支援検討会議」を実施します。

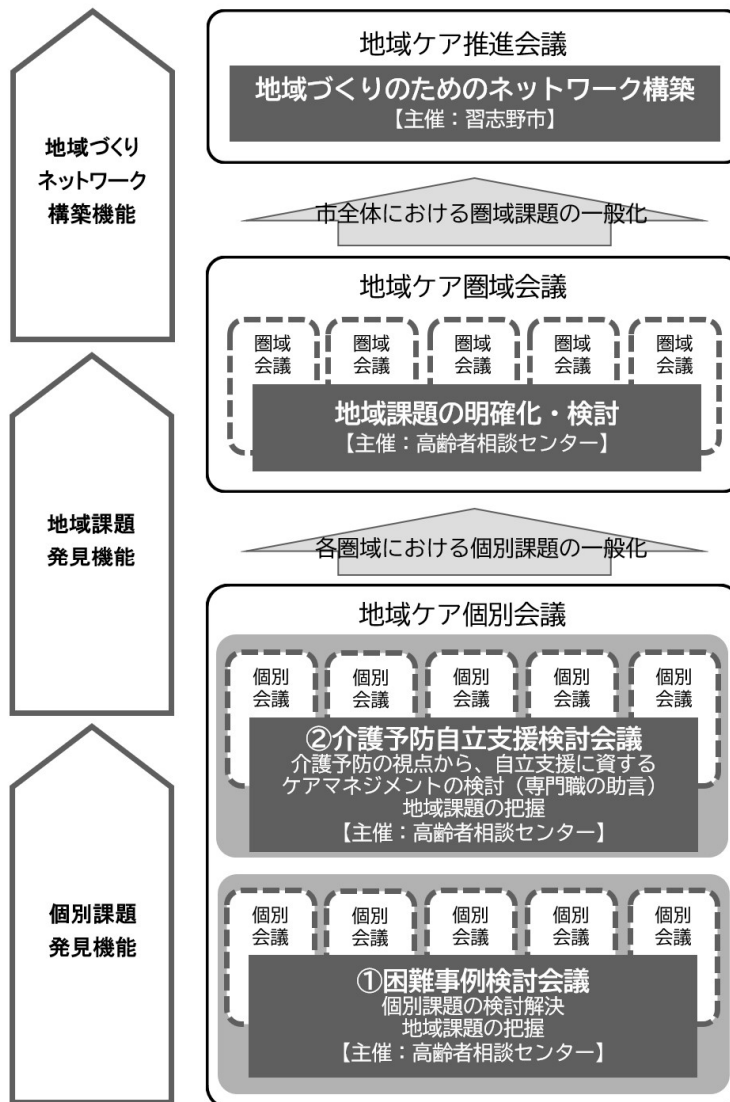
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域ケア推進会議の開催数(回)	2	2	2
地域ケア会議(圏域・個別)の開催数(回)	25	25	25
地域ケア個別会議のうち、 「介護予防自立支援検討会議」の開催数(回)	5	5	5
地域ケア個別会議のうち、 「介護予防自立支援検討会議」における ケアマネジャーの参加率(%)	60.0	60.0	60.0

地域包括ケアシステムに係る本市の会議体のイメージ

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「医療」・「介護」・「介護予防」・「住まい（生活の場）」・「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を実現していきます。



地域ケア会議のイメージ





## (2)高年齢者相談員の活動支援

【担当部署:高年齢者支援課】

### 《現 状》

高年齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、定期訪問による見守りや福祉制度の案内等を行う「高年齢者相談員」を支援しています。

高年齢者の増加等に対応するため、順次増員を図り、令和5年度末現在、56名の相談員が活躍しています。

第8期計画時は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、高年齢者宅を積極的に訪問できない時期が続き、十分に状況を把握できない困難さが生じました。

定期訪問以外にも、避難行動要支援者支援事業(P.89)に協力し、地域の高年齢者の安全・安心に寄与しています。

高年齢者相談員による定期訪問活動状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
独居高年齢者世帯(世帯)	362	315	569
高年齢者世帯(世帯)	34	32	60
日中独居世帯(世帯)	33	29	57
合 計(世帯)	429	376	686

### 《今後の取り組み》

自宅で生活する高年齢者が増加傾向にあるため、第9期計画においても、継続して地域での見守り活動を行います。

(3)地域で高齢者を支える市民の養成と活動支援 【担当部署:高齢者支援課、社会福祉協議会】

① 生活支援等のサービスの担い手の養成と活動支援

《現状と課題》

要支援者等の日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を行う担い手を養成するため、「市認定ヘルパー養成講座」を開催しています。

養成講座修了者は、緩和した基準によるサービス事業所に登録またはボランティアとして要支援者への必要なサービス活動に関わっていけるよう、支援しています。

日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を実施するためには、市域にバランスよくサービスの担い手が創出されていることが必要です。

市認定ヘルパー養成講座の実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
開催数(回)	0	2	2
修了者(人)	0	19	16

《今後の取り組みと目標》

第9期計画においても、市認定ヘルパー養成講座を継続して開催します。

また、市域の東側、西側の会場でそれぞれ養成講座を実施することにより、市域にバランスよく生活支援等のサービスの担い手が存在し、緩和した基準によるサービス事業所あるいは地域のボランティア(住民主体の団体含む)等が、要支援者に必要なサービスの活動に関わっていける体制の整備に努めます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録または緩和した基準によるサービス事業所へ登録する人の割合(%)	100	100	100
市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、ボランティアまたは緩和した基準によるサービス事業所等の多様なサービスの提供に携わる人の割合(%)	30.0	30.0	30.0



## ②市民後見人の養成と活動支援

### 《現 状》

成年後見センター業務については、習志野市社会福祉協議会に委託して実施しています。

これまで、成年後見人等は親族や専門職が担ってきました。今後、専門職等の担い手の不足が見込まれるといった理由から、地域の実情に詳しく、判断能力が十分でない人に寄り添った対応が期待できる「市民後見人」が必要となっているため、平成26(2014)年度から平成30(2018)年度にかけて市民後見人養成講座を開催しました。(養成講座修了者の人数が目標数を超過したため、令和元(2019)年度以降の養成講座を休止しています。)

現在は、市民後見人養成講座修了者に対し、勉強会を実施しています。

### 《今後の取り組みと目標》

市民後見人養成講座修了者の育成に努め、後見業務に携われるよう支援体制の整備を図ります。

また、養成講座の開催を2、3年に1回にする等、実施計画(1年目に養成、2、3年目で育成)の整備を図ります。

### ③認知症サポーターの養成と活動支援

#### 《現状と課題》

認知症の人やその家族が安心して暮らしやすいまちを目指して、認知症を正しく理解し、地域で見守り支援を行う認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

認知症サポーター養成講座は、事業所や地域での開催等が浸透してきており、現在は、若年層の参加にも力を入れ、市教育委員会等と連携し、学校での開催に努めています。

高齢者相談センターにおいては、認知症の人とその地域の人たちと一緒に接し方を学ぶ等、地域に密着した小グループでも開催しています。しかし、参加者は高齢者が多く、若年層の参加が少ない状況にあります。幅広い年代に受講いただく工夫が課題です。

また、令和7年度には、認知症サポーターを中心とした、認知症の人も参画する支援の輪「チームオレンジ※」の創出が求められており、今後、高齢者相談センターや認知症地域支援推進員（P.84）、キャラバン・メイト等、認知症にかかわる人材及び事業所等の連携の強化や、認知症サポーターや認知症の人も含めた地域活動についての検討が急務となっています。

#### ※「チームオレンジ」

認知症施策推進大綱において示された地域支援体制の強化に対する取り組みのひとつで、認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の具体的なニーズに対する支援につなげる仕組み。

	令和2 (2024)年度	令和3 (2025)年度	令和4 (2026)年度
認知症サポーター養成講座 受講者数(人)	210	954	1,207
認知症サポーター養成講座 実施教育機関数(校)	1	4	6



《今後の取り組みと目標》

より幅広い年齢層の人が認知症に対する正しい知識と理解を深め、認知症の人を支える地域づくりができるように、学校等の教育機関と連携し、養成講座の開催に努めます。

また、養成した認知症サポーターの地域での活動を支援するため、フォローアップ講座の充実を図ります。

認知症サポーターへは、地域における支え手としての活動意向を確認しながら、フォローアップ講座の受講、認知症サポーター同士やキャラバン・メイトとの交流の場への参加、認知症カフェやつどいの場への参加をサポートしながら、「認知症施策推進大綱」の最終年度である令和7(2025)年度を見据え、認知症地域支援推進員を中心に認知症に関わる人材と連携し、地域における認知症のサポート体制の構築及びチームオレンジの創出に取り組みます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
認知症サポーター養成講座 受講者数(人)	500	500	500
認知症サポーター養成講座 実施教育機関数(校)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)



認知症サポーターキャラバンのマスコット  
「ロバ隊長」